

平成 2 7 年 6 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 2 7 年 6 月 1 日

## も く じ

報告第 3号	自動車事故に係る専決処分の報告について .....	1
報告第 4号	和解に係る専決処分の報告について .....	2
報告第 5号	訴えの提起に係る専決処分の報告について .....	4
報告第 6号	平成26年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて .....	7
報告第 7号	平成26年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に 関する計画の報告について .....	11
議案第38号	平成27年度大東市一般会計補正予算(第2次)について .....	別冊
議案第39号	大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について .....	14
議案第40号	市道路線の認定について .....	15
議案第41号	市道路線の変更について .....	17
議案第42号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について .....	19

## 報告第3号

### 自動車事故に係る専決処分の報告について

自動車事故に係る和解および損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |          |   |
|----------|---|
| 1 専決処分の日 | 平成27年4月21日  |
| 2 和解の相手方 | 四條畷市楠公一丁目1番20号<br>川本産業 株式会社<br>代表取締役 川 本 和 宏  |
| 3 損害賠償の額 | 金23,760円  |
| 4 和解の理由  | 平成27年3月16日大東市幸町22番4号の相手方が営業するガソリンスタンド内において、本市自動車（子ども支援課（当時））が給油口に給油ノズルが差し込まれた状態で発進し、ホース安全弁を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |



報告第4号

和解に係る専決処分の報告について

損害賠償請求事件（大阪地方裁判所平成24年（ワ）第12751号および平成26年（ワ）第4866号）に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |          |  |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成27年3月11日   |
| 2 和解の相手方 | (1) <br> |
|          | (2) 門真市大字三ツ島1189番地の22<br>株式会社 岩本商会<br>代表取締役 岩 本 満  |
|          | (3) 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号<br>東京海上日動火災保険 株式会社<br>代表取締役 永 野 毅  |

### 3 事件の概要

平成23年6月11日和解の相手方(1)が大東市新田境町8番95号先の市管理道路を降雨の中、原動機付自転車で走行していたところ、路面が陥没(当時水たまり状)していたことにより転倒し、左肩関節等を負傷したこと等について、損害の賠償を求めて大阪地方裁判所に訴訟が提起されたもの。

### 4 和解の内容

(1) 大東市は、和解の相手方(1)に対し、本件和解金として、金530万円の支払義務があることを認め、これを平成27年4月20日限り、和解の相手方(1)が指定する銀行口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は大東市の負担とする。

(2) 大東市は、和解の相手方(2)に対し、本件和解金として、金7万円の支払義務があることを認め、これを平成27年4月20日限り、和解の相手方(2)が指定する銀行口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は大東市の負担とする。

(3) 大東市は、和解の相手方(3)に対し、本件和解金として、金130万円の支払義務があることを認め、これを平成27年4月20日限り、和解の相手方(3)が指定する銀行口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は大東市の負担とする。

(4) 和解の相手方(1)、和解の相手方(2)および和解の相手方(3)は、その余の請求をいずれも放棄する。

(5) 和解の相手方(1)、和解の相手方(2)および和解の相手方(3)と大東市は、本件に関し、和解の相手方(1)、和解の相手方(2)および和解の相手方(3)と大東市との間に、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は各自の負担とする。

### 5 和解の理由

和解金等和解の内容が妥当であると判断したため。



<専決処分そのⅡ>

- 1 専決処分の日 平成27年2月5日
- 2 事 件 名 枚方簡易裁判所平成27年(ハ)第323号  
家屋明渡等請求事件
- 3 訴えの相手方 [REDACTED]  
[REDACTED]
- 4 訴訟物の価格 金533,833円
- 5 請求の趣旨 (1) 家屋を明け渡せ。  
(2) 2,714,500円及び平成26年11月15日から平成27年3月31日まで月額58,800円の割合による金員並びに平成27年4月1日から本件家屋明渡済に至るまで月額60,800円の割合による金員を支払え。  
(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 6 訴えの理由 長期にわたり市営住宅家賃を漫然と滞納したため。

<専決処分そのⅢ>

- 1 専決処分の日 平成27年2月5日
- 2 事 件 名 枚方簡易裁判所平成27年(ハ)第324号  
家屋明渡等請求事件
- 3 訴えの相手方 [REDACTED]  
[REDACTED]
- 4 訴訟物の価格 金774,420円
- 5 請求の趣旨 (1) 家屋を明け渡せ。  
(2) 2,460,100円及び平成26年12月5日から平成27年3月31日まで月額94,600円の割合による金員並びに平成27年4月1日から本件家屋明渡済に至るまで月額97,600円の割合による金員を支払え。  
(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 6 訴えの理由 長期にわたり市営住宅家賃を漫然と滞納したため。





報告第6号

平成26年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成26年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

平成27年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

平成26年度大東市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
総務費	総務管理費	人口流入アクションプラン推進事業	3,000,000	3,000,000
総務費	総務管理費	企画事務経費	5,238,000	5,238,000
総務費	総務管理費	ロマンティック大東推進事業	6,000,000	6,000,000
総務費	総務管理費	大東の魅力づくり事業	15,000,000	15,000,000
総務費	総務管理費	歴史的資源を活用したまちづくり事業	5,400,000	5,400,000
総務費	総務管理費	地方版総合戦略策定事業	5,000,000	5,000,000
民生費	社会福祉費	障害者が安心できるまちづくり事業	4,615,000	0
民生費	児童福祉費	子育て支援事業	13,355,000	13,355,000
民生費	児童福祉費	子育て施設整備経費	5,635,000	5,635,000
商工費	商工費	だいたい産業活性化センター事業	7,384,000	7,384,000
商工費	商工費	大東プレミアム付き商品券発行事業	127,000,000	127,000,000
土木費	都市計画費	三世代家族推進事業	9,000,000	9,000,000
土木費	都市計画費	野崎駅・四条畷駅周辺整備事業	24,929,000	24,929,000
消防費	消防費	防災対策事業	49,714,000	49,714,000
教育費	小学校費	小学校維持補修費	19,186,000	19,186,000
教育費	中学校費	中学校維持補修費	13,029,000	13,029,000
教育費	幼稚園費	園維持管理費(施設)	1,610,000	1,610,000
合 計			315,095,000	310,480,000

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

左の財源内訳					
既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源
	国庫支出金	府支出金	地方債	その他 特定財源	
	2,315,000				685,000
	4,042,000				1,196,000
					6,000,000
	11,576,000				3,424,000
	4,167,000				1,233,000
	3,859,000				1,141,000
					0
	10,307,000				3,048,000
	4,348,000				1,287,000
	5,699,000				1,685,000
	127,000,000				0
	6,946,000				2,054,000
	6,636,000				18,293,000
	7,262,000		17,200,000		25,252,000
	14,807,000				4,379,000
	10,055,000				2,974,000
	1,243,000				367,000
	220,262,000	0	17,200,000	0	73,018,000

平成27年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一



## 報告第7号

平成26年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告について

平成26年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、上下水道事業管理者から報告があったため、同項の規定により報告する。

平成27年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

## 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本 的支出	1 建設 改良費	老朽管更新 事業	円 5,424,840	円 0	円 4,989,600

(注) 翌年度繰越額には、消費税および地方消費税を含む。

会計予算繰越計算書

左の財源内訳			
損益勘定 留保資金	不 用 額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right;">4,989,600</p>	<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right;">435,240</p>	<p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right;">0</p>	<p>別途発注の仮設工事において 振動および騒音に対する対応 が必要となったことに伴い、 本工事の着手に遅れが生じた ため。</p>





議案第40号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成27年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- |            |  |
|------------|--|
| 1 三箇一丁目7号線 | (起点) 大東市三箇一丁目240番1先<br>(終点) 大東市三箇一丁目240番8先     |
| 2 朋来二丁目3号線 | (起点) 大東市朋来二丁目161番139先<br>(終点) 大東市朋来二丁目161番148先 |
| 3 朋来二丁目4号線 | (起点) 大東市朋来二丁目161番142先<br>(終点) 大東市朋来二丁目161番133先 |
| 4 朋来二丁目5号線 | (起点) 大東市朋来二丁目161番144先<br>(終点) 大東市朋来二丁目161番132先 |
| 5 朋来二丁目6号線 | (起点) 大東市朋来二丁目161番145先<br>(終点) 大東市朋来二丁目161番150先 |
| 6 朋来二丁目7号線 | (起点) 大東市朋来二丁目161番146先<br>(終点) 大東市朋来二丁目161番149先 |

7 朋来二丁目8号線

(起点) 大東市朋来二丁目161番147先

(終点) 大東市朋来二丁目161番129先

## 理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路および本市へ無償寄付された道路を市道として認定するため。

議案第41号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり路線を変更することについて、議会の議決を求める。

平成27年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

変更する路線

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 太子田二丁目14号線 | 新（起点）大東市太子田二丁目50番24先<br>（終点）大東市太子田二丁目51番3先  |
|              | 旧（起点）大東市太子田二丁目50番24先<br>（終点）大東市太子田二丁目50番20先 |
| 2 中垣内一丁目14号線 | 新（起点）大東市中垣内一丁目76番先<br>（終点）大東市中垣内一丁目370番2先   |
|              | 旧（起点）大東市中垣内一丁目76番先<br>（終点）大東市中垣内一丁目66番2先    |
| 3 寺川三丁目4号線   | 新（起点）大東市寺川三丁目180番1先<br>（終点）大東市寺川三丁目1087番6先  |
|              | 旧（起点）大東市寺川三丁目180番1先<br>（終点）大東市寺川三丁目180番10先  |

4 朋来住宅南線

新（起点）大東市朋来二丁目160番1先

（終点）大東市朋来二丁目227番先

旧（起点）大東市朋来二丁目160番1先

（終点）大東市朋来二丁目161番1先

理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路および建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により築造された道路を市道として認定することに伴い、市道認定路線を変更するため。

議案第42号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき本市が設置する執行機関の附属機関を追加することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会	飯盛城跡の調査、保存、整備、活用等についての調査審議に関する事務	5人以内
-----------------------	----------------------------------	------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物番号

27-17